

# 國學院大學學術情報リポジトリ

宮西惟助の「日本制度通」講義：  
河野省三の講義筆記ノートを通じて

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮部, 香織 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002366">https://doi.org/10.57529/00002366</a>

# 宮西惟助の「日本制度通」講義

— 河野省三の講義筆記ノートを通じて —

宮 部 香 織

## はじめに

國學院出身の神道学者である河野省三の学生時代の講義筆記ノートが、國學院大學に数冊残されている。本稿では、それらのうちの「日本制度通補遺」との講義名が表紙に書き入れられているノートに関して論じていきたい。

河野が筆記した「日本制度通補遺」の講義ノートは、無野糸綴じの西洋ノート二冊（縦二一・六糎×横一五・二糎）に墨筆縦書で記されている。第一冊のノートは、表紙に「西洋史筆記」と墨書してあるものを朱で抹消して「日本制度通補遺」と墨書しており、「国学院本科一年 河野生」との署名がなされている。講義名が右のごとく書き改められているように、ノートの冒頭五丁分は「西洋史」の講義筆記が鉛筆書きされており、この後に頁を改めて「宮西講師口授 日本制度通補遺」との扉書が墨書され、「緒言」から始まる講義筆記が七〇丁にわたって墨筆で記されている（重要とされる箇所には朱圏点が施されている）。第二冊のノートは、「法制 原講師口授 法学通論筆記」と墨書してある上から朱筆でもって「宮西講師口授 制度通補遺筆記 卷之二」と書き改められており、「国学院本科一年 河野

省二」との署名がある。こちらも第一冊と同様、冒頭一二丁分の墨筆による「法学通論」の講義筆記の次頁に「日本制度通補遺 卷ノ二」と墨書された扉があり、第一冊からの続きの講義筆記が六一丁および別紙一枚にわたって墨筆で記されている。また、この第二冊は裏表紙にも「宮西講師口授 日本制度通 筆記」との墨書があり、こちらを表紙とする講義筆記が鉛筆書きにて四丁ほど記されている。

この講義筆記ノート二冊は、河野が國學院の本科在籍時に受講したものであり、表紙に記載されている「宮西講師」とは当時、「日本制度通」の科目を担当していた宮西惟助のことである。河野は宮西の講義を熱心に受講しており、<sup>(2)</sup>宮西が昭和十四年（一九三九）に亡くなった際の追悼特集「宮西教授を悼む」（『國學院雜誌』第四十五卷第十号）に寄稿した追悼文に次のような一節を認めている。<sup>(3)</sup>

私は曾て國學院の学生として、第一学年に於いて先生から王政史（神代から平安朝の国史）の講述を受け、たぶん第二学年だけか、或は更に第三学年にもかけてか、日本制度通と保元物語の講義とを承はつた。王政史は普通の内容であつたが、制度通は当時の私共には、微に入り細を穿つといふやうな詳しい講義で、今でも其の講義を心をこめて書きかへたノートが残つてゐる。保元物語も宛も事件の場面を描き出すやうな元氣のよい講義で、軍記物に対する興味を喚起するに十分であつたといふ感じが消え去らない。

右の河野の回顧によれば、「日本制度通」は第二学年ないし第三学年の時分に受講していたことになる。前掲のノートに「国学院本科一年」と記されているのは、表紙を書き改める以前の「西洋史」、「法学通論」の受講時のことと見るべきであろう。河野は、宮西の「日本制度通」講義をその受講後にあらためて講義筆記ノートを「心をこめて」書

き直したと述べている。先に掲げたノートの内容を検証していくと、第二冊の末尾の鉛筆書きによる「日本制度通」の講義筆記と第一冊の始めの部分とはその内容がほぼ同じであり、鉛筆書きの講義筆記を補足して書き改めたのが墨書の講義筆記であることがわかる。つまり、これら二冊のノートは河野が右の追悼文で言及しているノートに該当する<sup>(4)</sup>。また、河野自身によつて、講義ノートの作成法が以下のように説明されている<sup>(5)</sup>。

講義のノートも——その頃の講師の口述は大抵、相当速かつたり、題案が整理されてゐなかつたやうなので——先づ五銭位の洋紙仮綴の所謂雑記帳型のものに、鉛筆で写しとり、万年筆も一般に知らない頃で、ペンでそれを整理して横書きのノートブックに写し、要所々々には赤インキのアンダーラインをひき、その要点を赤く欄外に標出して、試験などの場合の利用や記憶に便した。そして、その雑記帳が使ひ終れば、更にその鉛筆の上にペンで書き、又それがすむと穂先のすれた細筆で書くといふやうに、それを三度使用した訳である。当時、よい講義と思ひ、特別の写し替へをしたいと考へたものは、大抵、別個の帳面に筆で書き直して、今も尚記念品のやうに、表紙をつけ、糸でとぢたものが出来た。神祇史、制度通、神道哲学、日本文学史、漢文学史など、学生ノート史上の珍品ともいふべきものが残つてゐる。

右の河野の言によれば、宮西の「日本制度通」講義は「よい講義と思ひ、特別の写し替へをしたいと考へたもの」であり、相当思い入れのある講義の一つであつたことがわかる。

後に河野は、國學院大學の講師として母校に勤めるようになり、同じ教育者として宮西と関わつていくようになる。先に掲げた、河野による宮西への追悼文にはまた、大学人としての宮西を評した次のような一節が記されている<sup>(6)</sup>。

宮西翁は母校として、又最も密接の関係あるはたらき場所として、皇典講究所並に國學院大學の為に、真に肉親的努力を払われた。私も長い間こゝに関係しているが、故人として三矢重松、八代国治、青戸波江及び宮西の諸先生の如く、心から母校の為に力を注がれた諸先輩の啓沃に接して、深く意を強うし厚く感謝の念を起したことが少くない。

河野にとって、宮西惟助は同窓の先輩であり、教えを乞うた先生であり、母校を職場としてともに教鞭をとった間柄という、河野の人生において特別な存在をなす人物のひとりであったと言える。

本稿では、この河野による講義筆記ノートを通じて、宮西が國學院で行なっていた講義や、宮西と國學院との関わりについて論じていくこととする。

### 一 國學院の講義科目 — 法制科目と宮西惟助 —

河野省三は、明治十五年（一八八二）、埼玉県騎西町の玉敷神社祠官河野祿郎の次男として生まれ、私立埼玉中学校在学の十八歳の時に父を亡くして家督を継ぐことになる。その翌年に眼病を患うなどの困難に見舞われながらも、明治三十五年九月に國學院に入学。二年、三年時には特待生となり、三十八年七月に國學院国語漢文歴史学科を第十三期生として卒業した。三十九年九月に研究科（道義科）へ進学するとともに、玉敷神社社司となる。同四十一年に研究科を卒業、大正四年（一九一五）に國學院大學主事兼講師の石川岩吉が皇子傳育官に任ぜられたため、その担当科目であった「国民道德」を引き継ぐべく國學院大學講師を嘱託され、九年に教授となる。その後は、様々な大学等で教鞭

をとり、学問の研鑽と後進の育成に尽力した。<sup>(7)</sup>

河野が國學院に入学した明治三十五年は、本科の学科課程に多少の改正が加えられた時期にあたる。<sup>(8)</sup> 卒業生の動向が皇典講究所・國學院の設立趣旨から遠ざかりつつあった状況を踏まえて、神社神職等に適切な科目を増設すべきとの要望が出され、国史法制科において一週七時間の授業を三学年通じて八時間として、第二一年級に「神祇史」、第三一年級に「憲法」及び「神社制度」の科目を増やし、国語国文科は第二一年級の「語学史」を「修辞学」に、第三一年級の「言語学」を「語学史」に変更し、道義哲学科には新たに「神道史」を加え、漢文科は一年級毎週五時間の授業を六時間にし、各年級に「作歌」、「作文」を科すこととした。その翌三十六年には、新たな講師陣を招聘して授業の充実を図っている。この年の学科課程のうち国史法制科については以下の通りであり、前掲の河野の追悼文に言及されていたように、宮西惟助が「日本制度通」の科目を担当していたことがわかる。

一 年 級		二 年 級		三 年 級	
学 科 目	担当講師	学 科 目	担当講師	学 科 目	担当講師
王政時代史 古事記 日本制度通・皇室典範 法学通論	重田定一 丸山正彦 宮西惟助 西川一男	武家時代史 日本書紀 神道史 神祇史 法制史(王代)	岡部精一 三木五百枝 田中義能 丸山正彦 三浦周行	武家時代史 東鑑・記録古文書類 法制史(武家) 憲法・神社制度 神道史	藤岡継平 黒板勝美 三浦周行 中川友次郎 田中義能

右の学科課程表によれば、宮西の「日本制度通」は「皇室典範」とともに講義されていたようである。それでは、

この「日本制度通」科目はいつごろより国史法制科に置かれることになったのか、國學院の設立当初より順を追って見ていきたい。

明治二十三年の國學院設立当初の学科課程表によれば、法制科の第一学年は「古代法制」を週二時、第二学年も引き続き「古代法制」を週三時、第三学年は「古代法制」、「憲法」を第一・二学期に週四時、「古代法制」「皇室典範」を第三学期に週四時教授するよう設定されており、第一期分の担当講師として小中村清矩、有賀長雄、池辺（当時は小中村）義象、井上頼圀の名が挙げられているが、誰がどの科目を担当したのかについては不明である。二十六年の二学期の学科目と担当講師は以下の如く設定されていた。

一年級	二年級	三年級
制度通(一) 小中村清矩	令(一) 小中村清矩 法曹至要抄(一) 井上頼圀	徳川百ヶ条(一) 内藤耻叟 令(一) 小中村清矩 三代格(一) 井上頼圀

右表を見ると、設立当初とは科目、担当講師ともに変更が見られる。設立当初は講師陣に名を連ねていた有賀長雄と池辺義象の名前はなく、かわりに内藤耻叟が新たに加わっており、科目に関しては、近代法制の「憲法」、「皇室典範」科目が削られ、前近代の法典類に関する法制科目で占められている。この一年級の科目に「制度通」が小中村清矩の担当で設定されている。この「制度通」は、他の科目が法典などの典籍の名称で設定されていることを考えると、伊藤東涯の『制度通』を講義していたと見るべきか、それとも小中村による制度沿革に関する独自の講義が行なわれ

ていたのか、その講義の詳細は不明である。<sup>13</sup> 東涯の『制度通』は、その序に「…通じて三代以来宋明に至る典章文物を考え、之を参うるに、本朝の制を以てす。書を読み古を攷うる者をして、其の由る所を知らしむ」とあるように、中国の諸制度の歴代変遷を記すとともに「本朝之制」として我が古代の制度についても記述されており、我が国の比較法制史の濫觴とも看做すべき書物であり、和漢の法律制度を学ぶ者にとつての参考書の如きものであった。なお、小中村は皇典講究所の法令科においても、本科における法令科目の修業が容易ではないとして、予科においてその準備のために設置された授業を一週一時間担当していたようである。<sup>14</sup>

明治二十九年に佐佐木高行が皇典講究所長および國學院長に就任した、その翌年の三十年九月の法制科学課表は次の通りであった。<sup>15</sup>

一年級学科目	時間	担当講師	一年級学科目	時間	担当講師	二年級学科目	時間	担当講師
日本制度通	二	萩野由之	令義解 法曹至要抄	二 一	萩野由之 井上頼圀	三代格 皇室典範	二 一	井上頼圀 丸山正彦

右の課程表では、第一年級「制度通」、第二年級「令」を担当していた小中村に代わって、萩野由之が第一年級「日本制度通」、第二年級「令義解」を担当している。これは、明治二十八年十月に小中村が急逝したため、その後を引き継いで交代と考えられる。小中村の養嗣子であった義象は、小中村の死後、三十一年に池辺姓に復帰し、一切の職を辞してフランスへと留学しており、<sup>16</sup> 國學院で担当していた「王政史（書紀統紀）」も義象から萩野の担当と代わっている。そのほか、「徳川百ヶ条」に代わって「皇室典範」が再び設置されることとなり、丸山作樂の養嗣子である



丸山正彦がこれを担当した(「徳川百ヶ条」を担当していた内藤は、国史科にて第二年級「武家史」、第三年級「大日本史志類序文」、「続日本紀質問」を担当している)。ここにおいて、初めて「日本制度通」という科目が置かれているが、その担当者が萩野由之であるということを見ると、その講義内容は自身の著作(池辺義象との共著)である『日本制度通』(吉川半七、明治二十二・二十三年刊)を用いて講義していたと考えてほぼ間違いないであろう。<sup>17)</sup>

その後、明治三十二年に國學院の卒業生に日本歴史及び国語科の中等教員免許資格を取得させるために、皇典講究所副総裁の久我建通が文部省に申請して認可されたことを受けて学科の改正が行なわれ、法制科は国史科と合併されて国史法制科となり、科目等は次のように改められた。<sup>18)</sup>

国史法制(第一学年) 王政時代史・古代法制解釈、(第二学年) 同上、武家時代史を加ふ、(第三学年) 同上、近代法制・皇室典範を加へ、第二学期以下に於て法学通論を加ふ。「毎期一週七時間」

この改正にともなつて講師陣の強化が図られ、「王政時代史」、「武家時代史」を横山達三に、「古代法制」を熊谷直一郎に委嘱し、翌年に「法学通論」を原元蔵に委嘱した。さらに三十四年には、「武家時代史」を岡部精一に、「王朝時代史」を喜田貞吉に、「武家法制」を三浦周行に委嘱している。この時に、國學院を第一期生として卒業した宮西惟助も皇典講究所卒業生の大宮兵馬とともに講師を委嘱され、国語国文科一年級の「軍記物」科目を担当している(大宮は「徒然草」、「土佐日記」等を担当)。ところが、今度は中学校・師範学校等の教員育成に偏重している傾向が見られるようになり、前述のような学科課程の改正が、翌三十五年より行なわれるようになったのであった。この改正にともない、宮西は国史法制科第一年級の「王政史」、「日本制度通」科目を担当することになり、三十六年には国史法制科

一年級の「日本制度通・皇室典範」および国語国文科第一一年級の「軍記物」、第二一年級の「作文」科目の担当となった。<sup>19</sup> 國學院設立期より河野が在籍していた時期までの法制科目の変遷を概観してきたが、河野が入学した明治三十五年から卒業までの三十七年は、学科の改編期の只中にあつた。すなわち、教育界全体の動向と國學院設立の趣旨との間で揺れ動いていた時期であつた。また、それと同時に、皇典講究所の創立以来の斯学の碩学を招聘した講師布陣から、宮西や大宮といった皇典講究所・國學院の卒業生が母校の講師を委嘱されるようになる世代交代の時期でもあつた。皇典講究所の創立当初より、講師をつとめていた国学者たちは既に老齡に達しており、後継者を育成することが急がれていた。<sup>20</sup> つまり、河野が國學院において学んでいたのは、このような明治期の国学者の世界における課題の一つであつた後進の育成が実を結んだ時期にあたるのである。

## 二 宮西惟助による「日本制度通」講義

次に、宮西惟助の「日本制度通・皇室典範」の講義の内容について河野省三の講義筆記ノートを手がかりに検証していきたい。この「日本制度通」という科目は、萩野由之が担当した後、一旦は科目中より削られたものの、再び設置された科目であり、宮西はこの科目を前掲の萩野由之・池辺義象の共著『日本制度通』を用いて講義していたようである。

『日本制度通』について少し述べておくと、本書は、小中村清矩による緒言に、

古典にいたるふかさ、かれこれのあらはせるこの日本制度通に、高等の学校に入たちて歴史のまなひにいたつく

学生たちに、法制の大かたをさとりやすからしめんとてのしわざにて、何事にもあれまつわか国内の事ともをよ  
く知りて、後にもろくの学ひにすゝむへきさまとなりたる、今の世のそのたにかなひて著者のあつきこゝろ  
しらひのほとめてらるれば、その書のはしにひとことをそふるになむ、風俗言詞の事につきてのふすは別にお  
のつからこの作者あるへし（読点筆者）

と述べられているように、初学者のために我が国の法制の概要、すなわち、古代より明治期に至る法制度の沿革を事  
項ごとに解説した書である。本書は和装三冊本にて巻一が明治二十二年九月、巻二が同二十三年三月、巻三が同年十  
月に吉川半七の元より出版され、洋装版として再版された後も版を重ねており、<sup>21</sup> 広く読まれた著作であつたようであ  
る。その出版経緯は詳らかにされていないが、『国文学』第二編第五（明治二十四年六月）に次のような『日本制度通』  
の出版広告が掲載されている。

凡そ一国の法制を議せんとするものは先づ其国固有の法制を考へ、之に外国の法制をも参考に供し始めて正当な  
る見解をも得らるべきなり、然るに近来我国に於て外国の法制を引きて彼是と云ふものはあれ、我国固有の法制  
を参考に供するもの少し、これ寧ろ転倒の甚しきものにあらずや、然れどもこれ主として我国法制の沿革を簡略  
に説明したるものなかりしによるならん、弊店此に感ずる所あり小中村・萩野の両先生に請ひて本書を公にする  
に至れり、則ち上は帝室の御事より下は国郡郷庄の事に至るまで、苟も法制の沿革に属せるものは其要領を説明  
せすと云ふことなし、苟も社会に立て国家の法制を議せんとせらるゝ諸君は一閱の榮を与へられんことを乞ふ

（読点筆者）

右の宣伝文句によれば、従来我が国の法制沿革を簡略に説明したものは存せず、これを遺憾に思った吉川半七が池辺と萩野に本書の執筆依頼をしたものと見ることが出来る。『日本制度通』は以下のような目次でもって構成され、各事項ごとに上古より維新後に至るまでの変遷を著者の論断を加えない形式で叙述されている。<sup>(2)</sup>

### 卷一

皇位継承の事、三種の神器の事、后妃の事、皇族の事、祭祀の事、朝礼の事、詔勅の事、印璽の事、改元の事、頒曆の事、宮殿の事、山陵の事、楽舞の事、服忌触穢の事

### 卷二

氏族の事、官制の事、位階勲位の事、俸禄の事、律令格式の事、刑法の事、学制の事、兵制の事、都府の事、国郡郷庄の事

### 卷三

考績任叙の事、戸籍の事、田制の事、租税の事、貨幣の事、度量衡の事、服制の事、運輸の事

河野の自伝によれば、

一年から三年にかけての間に、王政史(古代——平安時代)と制度通の講義や、軍記物(保元物語、平治物語、平家物語)の講読を受持たれたのが神職界の出色宮西惟助講師で、後の二者は可なり詳細であった。殊に制度通は小中村清矩博士等の「日本制度通」(三冊)、関根正直博士の「宮殿調度図解」「装束甲冑図解」などが参考書として

示されたが、先生独特の講述で、少からず力をつけられた。

との記述があり、萩野・池辺の『日本制度通』を教材として宮西が「日本制度通」の講義を行なっていたとある。<sup>23</sup>なお、右で『日本制度通』の著者を小中村清矩等と記しているが、これは河野の記憶違いであろう。<sup>24</sup>

それでは、宮西は『日本制度通』を用いてどのような講義を行なっていたのか、河野の講義筆記ノートの内容から検証してみたい。河野のノートが二冊から成っていることは既に述べたが、その内容は冒頭の「緒言」以下、「皇位御継承ノ事（皇室典範参照）」、「三種ノ神器ノ事」、「后妃ノ事」、「皇族ノ事」、「祭祀ノ事」、「朝礼ノ事」の六項目について記載されている。これは、右掲の『日本制度通』巻一の目次前半部分に該当する。

次に各項目の内容について見ていくと、まず「緒言」では制度沿革を解説する上での時代区分について述べており、「慣例風習ノ時代」、「律令格式ノ時代」、「武家式目ノ時代」、「家法の時代」、「法度の時代」として、法の形態を軸に区分している。他方、『日本制度通』では、凡例の最終項に、

一、凡此書は、有史以来を分ちて五期とす。神武天皇の紀元以前を太古とし、紀元元年より皇極天皇の三年まで、凡一千三百四年間を上古とし、孝徳天皇の大化元年より安徳天皇の嘉永四年、即鎌倉幕府創置の前まで凡五百四十一年間を中古とし、後鳥羽天皇の文治二年より、孝明天皇の慶応三年まで、凡六百八十二年間、即武家執政の時代を近世とし、明治元年以降を今代とす。

と記載されており、今日、中世・近世と区分される時期の区分に関して相違がみられる。「緒言」以降の六項目につ

いては、各項目内で一、二、三……とさらに番号を附した見出しを掲げて、制度の沿革や関連史料の解説などが行なわれている(加えて第一冊では、(一)(二)(三)ないし△▲などの記号を用いた記述がなされている)。この見出しや箇条書きで取り上げられている語句・文言および引用史料などについて、『日本制度通』の内容と見比べていくと重複する箇所が多く存し、同書の内容に沿って講義が進められていることがわかる。

さらに見ていくと、河野のノートの「三種ノ神器ノ事」項の「二、天叢雲劍(模造ノ事)」において、

△東鑑、元暦二年二月廿四日ノ条ニ

及ニ手剋<sup>一</sup>、平氏遂敗傾、一品禪尼持ニ宝劍<sup>一</sup>、按察局奉<sup>レ</sup>抱<sup>ニ</sup>先帝<sup>一</sup>春秋 八歳 共以没<sup>ニ</sup>海底<sup>一</sup>

(本文 伊勢より御劍を奉られし以後云々ニツキ)

△禁秘抄ニ曰ク、

此劔普通蒔絵也云々。

との記述がその末尾に存する(一一丁表)。右にある「(本文 伊勢より御劍を奉られし以後云々ニツキ)」とのカッコ書き部分に「本文」の文言があり、これを『日本制度通』の当該項目<sup>25</sup>の中に確認してみるならば、

模造の御劍は。世々宮中にありて神鏡と共に奉祀せられしが。寿永の大乱に海底に沈みて失せたまへり。爾来清涼殿なる昼御座劍を以て宝劍に充てたまへり。土御門天皇御世の初め。伊勢より御劍を奉られし以後は。永くそれを以て。神劍と為したまふ事とはなれり。禁秘抄。神 皇正統記。

として、先掲ノートのカッコ書きに記載されていた「伊勢より御剣を奉られし以後」と同じ文言が見られる(傍線部)。つまり、ノートにある「本文」とは、『日本制度通』の文章を指している。このカッコ書きは、『日本制度通』の「土御門天皇御世の初め。伊勢より御剣を奉られし以後は。永くそれを以て。神剣と為したまふ事とはなれり。」という記述について、その典拠の一つとして掲げられている『禁秘抄』<sup>(26)</sup>に、

而承元讓位時。有<sup>二</sup>夢想<sup>一</sup>。自<sup>二</sup>伊勢<sup>一</sup>進<sup>レ</sup>之已来。又准<sup>二</sup>宝劔<sup>一</sup>以<sup>レ</sup>劔為<sup>レ</sup>先也。此劔普通蒔絵也。

として、土御門天皇が即位した折にみた夢のお告げにより伊勢より奉られた御剣を以て、平氏滅亡の際に壇ノ浦に水没した宝劔の代わりとしたとする記述があり、この御劔の形状について「此劔普通蒔絵也」との説明がされている(傍線部)旨を宮西が講義において話したのであろう。そこで、河野が講義ノートに「△禁秘抄ニ曰ク、此劔普通蒔絵也云々。」と筆記する時に、これが何についての説明であるのか失念しないよう「本文 伊勢より御剣を奉られし以後云々ニツキ」との注記を入れたのであろう。

また、その次の「后妃ノ事」項の冒頭にも「(本文 茲ニ上古トハ大化以前ノコトナリ)」という同様の記述が存する(同丁)。こちらにも『日本制度通』の当該箇所を確認してみると、<sup>(27)</sup>

上古は。天皇の御母。及び御祖母等を。総て皇祖母尊。また大御祖と申し。御嫡妻を。オホキサキと申し。次をキサキと申し、概してはミメと称へたりき。  
古事記。日本  
紀。万葉集。

とあり、「本文」は冒頭の「上古」(傍線部)のことを指しており、この「上古」とは大化以前の時期のことであると注記しているのである。このカッコ書きは、先の例と引き合わせて考えてみるに、宮西が講義時に説明したことを筆記したものではない河野自身による覚書であり、それを区別するためにカッコ書きにしているものと推測される。ここでのカッコ内の文言は、先に掲げた『日本制度通』の凡例にあつた時代区分についての定義と照合しての注記なのであろう。

このような河野の注記からも、宮西による「日本制度通・皇室典範」科目は、萩野・池辺の『日本制度通』を参考書として講義されていたことが裏付けられる。また、河野の旧蔵書「河野文庫」(國學院大學所蔵)には、和装本の『日本制度通』三冊が収められているのは、<sup>28)</sup>河野がこの宮西の講義を聴講していたことと無関係ではないであろう。この河野旧蔵の『日本制度通』は各冊の裏表紙に「埼玉県騎西町 河野省三」と墨書されており、本文中には朱圈点や書入れがいくらか存する。河野の蔵書は一時期その多くを焼失しており、右の『日本制度通』が宮西の講義を受講していた当時のものであるかの確証は得られないが、右書と河野の講義筆記ノートに書き入れられている朱筆などを参照するに(「祭祀の事」の項など)、これらの朱筆は同じような時期に書き入れられたものと推測される。

なお、宮西による講義は『日本制度通』の内容をそのまま祖述するようなものではなかったようである。例えば、「后妃ノ事」項では、一、太皇太后、二、皇太后、三、皇太夫人、四、皇太妃、五、女院、六、准母、養母、継母、七、准后、八、皇后、九、妃、十、夫人、十一、嬪、十二、女御、十三、更衣、十四、御息所の順で十四種の項目が説明されているが、『日本制度通』の当該項には皇太夫人、皇太妃、女院、准母、養母、継母、准后についての言及はない。それを宮西は「后妃ノ事」に含めて説明すべきものとして、これらの項目を自ら補って説明を加えていたのである。そのほかの項目においても、『日本制度通』が典拠として掲げる史料以外にも様々な関連史料を取り上げて



説明している。前述した宮西への追悼文における、「(宮西の日本)制度通は当時の私共には、微に入り細を穿つといふやうな詳しい講義で」あつたという河野の述懐通りの講義であつたことが、この講義筆記ノートの記述によつても窺うことができる。

河野はこの講義を二年から三年時にかけて二年間受講していたとのことであるが、その講義の進捗具合は『日本制度通』の巻一前半までしか進んでおらず、『日本制度通』のごく一部しか講義していないことになる。これは右に述べたごとく、宮西がかなり詳細な解説を加えながら講義を行なっていたことも要因の一つであろう。加えて、その科目名には「日本制度通」だけではなく「皇室典範」も含まれており、それゆえ『日本制度通』中の皇室典範にも関連する項目に比重をおいて講義したものとと思われる。殊に、講義筆記ノート第一項目の「皇位継承ノ事(皇室典範参照)」においては、まさに「(皇室典範参照)」との記述どおり、そのことが顕著となっている。

ノートの内容を参照するに、宮西によるこの講義は、『日本制度通』の文言や語句を取り上げて、それに関する関連史料を掲げながら解説を加えていくといった形式で進められていたようである。しかし、この「皇位継承ノ事」に關しては、「○皇統ハ嫡出ノ長子ニ伝フヲ例トス、又嫡出ヲ先キニシ、庶出ヲ後ニス、又長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス」、「○又長嫡孫ニ伝フルコトアリ」といった『日本制度通』に見られない文言を掲げて解説がなされている。すなわち、『日本制度通』には、

皇統は。一系にして。嫡流の皇太子之を継承したまふを法とす。古語に太子を称して日嗣之御子といへるも。即この故なり。但し時ありて。皇太弟、皇后、皇子、皇女、若くは諸王より。直に大統を継承せられしこともあり。これ万機の政。一日も空しくすべからざるを以てなり。その皇后。及び皇女、諸王の大統を継がせたまふは。非

常の儀にして。素より祖宗の恒典にあらず。日本紀以下。国史。

とする文章はあるけれども、継承順序についての嫡庶や長幼の順などの詳細なことまでは記されていない。これらは皇室典範の

第二条 皇位ハ皇長子ニ伝フ

第三条 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ伝フ、皇長子及び其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ伝フ以下、皆之ニ例ス

第四条 皇子孫ノ皇位ヲ継承スルハ嫡出ヲ先ニス、皇庶子孫ノ皇位ヲ継承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル  
第八条 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス

といった規定に依拠して講義が行なわれているのである。「皇室典範」科目は、國學院の設立当初より法制科の課程中に設定されていた科目であり、一時期は学科課程より削られるも、その後再び置かれており、必要な科目の一つと見なされていた。その「皇室典範」科目を、宮西が「日本制度通」とともに講義しているのは、扱う内容が重複していることもあるが、後述するように、宮西が宮内省図書寮の御系譜課に勤めていた経験を有していたことも大きかったと思われる。

このように、宮西による「日本制度通」講義は、『日本制度通』を参考書に用いつつも、これに足りないと思われる部分を補い、また科目名に併置されていた「皇室典範」の内容も盛り込んで講じていたのである。ゆえに、河野が

自身の講義筆記ノートの表紙や扉に「日本制度通」ではなく「日本制度通補遺」として「補遺」の語を足して記しているのも、宮西の講義が単に『日本制度通』の内容をそのまま講義したのではなく、『日本制度通』の内容を補いながら行なわれた講義であることを示しているよう。

### 三 宮西惟助と國學院

宮西惟助は、明治六年に東京市麹町区永田町にて、日枝神社の禰宜職を累代承継いでいた宮西家の次男として父邦維、母波津子の間に生まれた。<sup>29</sup>十三年に父邦維が本郷の根津神社に奉仕することとなり（それ以前の六年十二月に日枝神社祠掌から神田神社祠掌に転任している）、宮西家も本郷へと転居、惟助は駒込の駒本小学校へと入学し、卒業後は小石川の楽水学校に進学した。ところが、惟助が在籍中の十六歳の時分に楽水学校が廃校となり、日枝神社神職の千勝貞文より、自身が役員をつとめている皇典講究所への入学を勧められて、二十一年に同所へ入学することとなった。その後、同二十三年に國學院が設立されるに及び、その一期生として編入したのであった。在学中の宮西について、同期生の松尾捨治郎は次のように述べている。<sup>30</sup>

宮西君は在学中は寡黙な人で、それほど鋭鋒を示さなかつたが、たゞ皇典講究所においても学問して居たので、国学に関する素養が同級生よりも深く、歌も上手、文章も上手であつた。文章と言つても、その当時書かされたのは擬古文であつたが、君は擬古文も上手に書いた。かう言ふ君に対する感想は、一般同級生の齊しく抱いて居るものであつた。

右の松尾による、宮西が国学科目のみならず文章力にも長けていたとの言は、その後、國學院の講師を依頼されるようになる。「王政史」、「日本制度通」、「軍記物」の他に「作文」科目を担当していたことから領けよう。

宮西が國學院に在籍していた頃の国史科の学課科目は、「正史」、「雑史」、「文明史」、「考証」の四種で、その担当講師は内藤耻叟、井上頼圀、三上参次、今泉定介であった。国文科の学課科目は「解釈」、「作文」、「作歌」、「語学」、「文学史」、「美辞」、「言語学」等で、講師は黒川真頼、木村正辞、物集高見、本居豊穎、久米幹文、阪正臣、落合直文、畠山健、関根正直、高津鋏三郎、佐藤寛らが担当していた。法制科の学課科目は「古代法制」、「憲法」、「皇室典範」の三種であり、これを小中村清矩、有賀長雄、池辺義象、井上頼圀らの講師陣が担当していた。<sup>(31)</sup> 宮西は、父が奉仕していた根津神社の仕事を手伝いながらこれらの講義を受講し学問に励んだという。國學院を卒業した後は、父の下で神社奉仕の道を究めるべく二年ほど修養していたが、明治二十九年に井上頼圀の推挽により二期生として卒業した田邊勝哉とともに、宮内省図書寮御系譜課勤務を委嘱されることとなった。<sup>(32)</sup>

宮西と國學院との関係は卒業の後も存し続けており、第六回、第七回、第九回の卒業式には院友総代として祝辞を述べている。<sup>(33)</sup> また、同二十八年に創刊された『國學院雜誌』の編輯部(國學院編輯部)<sup>(34)</sup>にも、宮西は三十一年頃より加わっている(二十七年七月まで)<sup>(35)</sup>。学生時代より『國學院雜誌』に寄稿していた河野は、次のようなエピソードを回顧している。<sup>(36)</sup>

国大二年生末のころ書いた「徒然草評論」は、三年生時代にかけて「国学院雜誌」に多分、六回ほど連載されて、多少評判になつたものだが、之もその編輯に当たつてゐた宮西惟助先生から、その度毎に二円前後の原稿料を手渡されて、やはり少からず学資の補ひとなつた。

宮西は編輯に携わるだけではなく自らも寄稿しており、学生時代の「歌も上手、文章も上手」との評判そのままに、「詞林」に星岡の号<sup>37</sup>で和歌や随筆を多く寄せているほか、「源氏物語(若菜の巻)」の評釈(『國學院雜誌』第五卷第九号)第六卷第十二号)を執筆している。明治三十四年に國學院の本科および別科の講師(「軍記物」科目)を委嘱<sup>38</sup>されてからは、「扇的(源平盛衰記の一節)」の評釈(『同』第八卷第一号・第二号)や、後には講義録「をざゝの露(保元物語の一節)」(目次に掲載されている題目は「名家文抄(保元物語一節)」、『同』第九卷第五号・第六号)を著している。

翌三十五年二月に、彼此での勤務が複雑になってきたとして宮内省の嘱託を辞するも、翌三月には内務省より神社考証を依頼されている<sup>39</sup>。また、國學院においても同年十月に、前述の通り、本科においても国史法制科の「王政史(二年級)」、「日本制度(通)」(同)の科目を担当することとなった<sup>40</sup>。この年は宮西にとつて従来に増して多忙な年であったと思われるも、「神代史の新研究と神社制度の革新」と題する論説を『國學院雜誌』に数号にわたつて寄稿している(『同』第八卷第八号・第九号・第十二号)。

このように、宮西は講師として担当していた科目や内務省での業務などに深く関連した論考類を『國學院雜誌』に発表していったが、もうひとつ注目すべきものとして「応問」欄の解答執筆が挙げられる。「応問」欄は『國學院雜誌』の創刊時より設けられている欄であり、國學院賛成員等の購読者より国史・国文・法制などに関する質疑を受け付けて、その担当者がこれに答えるという所謂問答集であった<sup>41</sup>。発刊号はまだ質疑の募集を開始したばかりのこともあり、関根正直の「軍記参考甲冑図解」(第一卷第一号)第四号)のみが応問欄に掲載されていたが、第二号以降より関根の図解とともに賛成員により投書された質疑が掲載され始めた。当初は、この質疑に対する解義について、その具体的な担当者の氏名は明らかにされてはいなかった。ところが、明治三十四年三月の第七卷第三号および同年五月の第五号の応問欄「軍記物語所載武器解説(承前)」には「宮西惟助」として宮西の名が明記されている。その題目に

「承前」とあるように、「軍記物語所載武器解説」は前年四月の第六卷第四号より掲載が開始され、以降数字にわたって連載されており、この初回において「みこ生」との筆名が用いられているが、同題の連載であることを考えると宮西の名が明記される以前の分についても執筆を担当していたと思われる<sup>42</sup>。また、第七卷第七号からは、通常の応問欄に關しても本名ではなく号などの筆名をもって、誰がどの解答を執筆したのかその文責を明記している例がしばしば見られるようになり、宮西も「星岡」名義で解答を執筆している。さらに、同三十六年の第九卷および第十卷では、第一号の応問欄に「宮西惟助、三矢重松、植木直市郎、鳥野幸次」との担当者の氏名が冒頭に掲げられている。これらについても、おそらくは従前と同じ担当者によって応問欄が執筆されていたものが、この時期に至って何らかの編輯方針の変更があつて、このように執筆担当者が判別するよう明記することになったのであろう<sup>43</sup>。

それでは、宮西がどのような質疑に解答していたのかを見ていくと、史料の読法、書籍解題、和歌の解釈、武具・甲冑、法制度、故事熟語などの説明など、あらゆる分野の質疑に対して解答を与えている。たとえば、第七卷第九号の「応問」欄においては、「(103)問 本朝世紀天慶五年二月の下に忠文朝臣聴政有内文之事とあり。内文之事の解」、(107)問 大日本史中に「勅降二位一階奪其告身」といふ文あり。附圈の所示教を乞ふ。」「(109)問 五位藏人と蔵人五位との説明」などの法制・官制に關する質疑、「(104)問 芳賀氏の国学史概論五十四丁の末行に「吉野物語は万葉集の柘枝の古事を本にして書いた」とある柘枝の古事とは。」「(105)問 日本書紀(国史大系本四四五頁)卷二十五に「四曰錦冠云々其大錦冠以<sup>レ</sup>大<sup>〇</sup>伯<sup>〇</sup>仙<sup>〇</sup>錦<sup>〇</sup>為<sup>レ</sup>之云々其小錦冠以<sup>レ</sup>小<sup>〇</sup>伯<sup>〇</sup>仙<sup>〇</sup>錦<sup>〇</sup>為<sup>レ</sup>之云々」圈点の箇所を乞ふ。」などの史料の読解や読法についての質疑、「(110)問 同文館編纂内外教育史五十六頁に「一条兼良の碩学を以て称せられ、菅和長の文学を以て称せられるも、記誦の外に出です」とあり。附点の読方及其の伝。」といった人物伝に關する質疑、「(111)問 松岡行義の後松日記とは如何なる書にか。」という書籍解題に關する質疑、「(112)問 虎の威をかる

狐とは如何なる義に候か。」「(113)問 油断といふ語の出典。」といった故事熟語に関する質疑などに対する解義を執筆している。

ちなみに、これらの「応問」欄は、『國學院雜誌』に掲載された後、内容ごとに分類して加筆修正を加え、井上頼圀による校閲を経て、國學院が編輯・発行する『応問録』第一輯(明治三十三年一月)<sup>(44)</sup>、第二輯(同三十五年一月)として刊行された。この『応問録』第二輯には、宮西による解義も再録されており、右掲の例で言えば、「(112)問 虎の威をかる狐とは如何なる義に候か。」「(113)問 油断といふ語の出典。」の二問が、「(112) 故事熟語」中の「(108) 問 虎の威をかる狐といふ諺の出典。」(加筆あり)および「(111) 問 油断といふ語の出典。」として収められている(四五二～四五三頁)。また、前掲の「軍記物語所載武器解説」についても、その内容は鎧に関する解説を主とするものであり、これらの大半が右書の「(七) 武器」の項目に採録されている<sup>(45)</sup>。

このように、宮西惟助と國學院との繋がりには、その卒業後においても関係が断たれることなく、院友総代、國學院編輯部員、國學院講師といった様々なかたちで続いており、この後も國學院大學商議員、皇典講究所の学階試験委員や、協議員・評議員・理事、國學院大學教授、院友会理事および会長等々としてその関わりは継続しつづけていた。研究者および教育者としての宮西は、國學院・國學院大學において長らく講義科目として担当していたこともあり、軍記物の分野が中心をなしていたように見受けられる。しかし、その学問的知識はこれまでに見てきた如く非常に広範であり、いわゆる国史・国文・国法すべてに及ぶものであった。これは、宮西の元々の素養はもちろんのこと、学部や学科といった区別が設けられる以前の、本科生は全科目を均しく学習するという國學院草創期の学課程<sup>(46)</sup>に学んでいたことにも由来しているであろう。

## おわりに

國學院は、明治三十六年に公布された専門学校令の認可申請の為に、新たに予科二年、本科三年の大学部を設け、従来の本科を師範部として国語漢文歴史科を国語漢文科・歴史地理科の二科に分けた。この改正にともない学科目も改変され、その結果、「日本制度通」という科目名は学科課程から姿を消すこととなる。

宮西においては、大学部が開設されて以降、国文科(後に国語・国文科と改正)の「源平盛衰記」、「講読(十訓抄、軍記類)」、「平家物語・増鏡・盛衰記」といった、軍記物に関する科目を担当しており、また四十二年に開設された神職養成部において科外科目の「神社経営」、大正八年の神職養成部規則改正の後には「祝詞」などの科目を担当し、法制科目を再び担当することはなかった。

その後、大正七年の大学令発布にともない皇典講究所・國學院大學の拡張事業が計画されるに及び、宮西も拡張委員会の委員(常務委員)を委嘱されている。<sup>(47)</sup>この拡張計画の第二期事業には、国法科の設置も提示されており、法学博士清水澄の参画を得て、公表された拡張計画の中に以下のように記載された。<sup>(48)</sup>

## 一、国法科設置

我が国体ト民俗トニ適合スル法律ノ研究ハ、目下ノ急務ナリ、我が國學院大學ガ道義・国史・国文ト共ニ特色アリ、生命アル国法ノ研究ヲ試ミ、健全ナル立憲国民ヲ養成スルハ、本所・本大学ノ精神ヲ拡充スル所以ナリ、

しかし、この計画は財政その他の理由から挫折することになり、国法科の設置は戦後の政経学部ないし法学部の設



置というかたちで結実するまで時を待たねばならなかった。その間の時期にあたる昭和五年に、宮西は院友会の『会報』に寄せた感想録に次のような一文を認めている。<sup>(49)</sup>

母校の将来に為すべきこと、望ましきことは沢山ある。曰はく内容の充実、曰はく国法科の設置、曰はく中等学校の経営、曰はく敷地の拡張、是等皆一日も速く手の着けたいものばかり。

右は、先の拡張計画を推進していた当時、宮西がその常務委員をつとめており、その計画の中心にいたこともあつての発言であろうが、自身が学生の時に国史・国文・法制(国法)を均しく学んできたことや法制科目の「日本制度通・皇室典範」の講義を担当したという経験もまた、国法科の設置を切望する一端を担っていたのかもしれない。ひいては國學院の第一期生として、國學院の設立趣意書にも謳われている学問的理念に対する思いというものが、その背景にあつたものと思われる。

#### 注

- (1) 「資料紹介「河野省三学生時代ノート」」(『國學院大學研究開発推進機構 機構ニュース』四、二〇〇九年)にて、河野の講義筆記ノートの概要が紹介されている。
- (2) 河野の日記には、國學院本科を卒業した後にも宮西と平清盛の福原遷都についての議論を行なっている記述がみられる(明治二十八年十二月二十六日条)。河野省三著・騎西町史編さん室編『我が身のすがた』騎西町教育委員会、一九八五年、九九頁、参照。
- (3) 河野省三「宮西先生を憶ふ」『國學院雜誌』第四十五卷第十号、一九二九年、八七頁

- (4) ちなみに、この追悼文に講義名が挙がっている「保元物語」についても、「軍記物語釈義 保元物語」と表紙に墨書された河野による講義筆記ノートが残されている。
- (5) 河野省三「日本人の生活」國學院大学内宗教研究室、一九五二年、五五～五六頁
- (6) 河野省三「宮西先生を憶ふ」八六頁
- (7) 河野の経歴等については、河野省三「日本人の生活」、学校法人國學院大學編『河野省三先生三十年祭』（平成五年）、國學院大學日本文化研究所編『河野省三記念文庫目録』錦正社、一九九三年、など参照。
- (8) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上、学校法人國學院大學、一九九四年、三四七～三四九頁
- (9) 皇典講究所編刊『皇典講究所五十年史』一九三二年、一五一頁、『國學院大學百年史』上、一四六～一四七頁
- (10) 『皇典講究所五十年史』一〇二頁、『國學院大學百年史』上、一四八頁
- (11) 『國學院大學百年史』上、一七三頁
- (12) 小中村義象は国史科において第二等級、第三等級の「王政史書紀」の担当となっている。なお、明治二十八年の第三期卒業証書には「国史法制 小中村義象」と記載されている（『國學院大學百年史』上、一七〇頁、國學院大學院友会編『会報』開校四十年祈念特輯号、一九三〇年、一〇頁）。
- (13) 小中村の当該時期の日記を参照すると、國學院にて行なった令の講義の進捗状況については記述が見られるが、制度に関連するような講義についての記述は見られない。なお、皇典講究所の講義に関しては、令の他に「制度沿革」、「官制考」、「官制沿革」、「位階之説」、「鎌倉役員」、「足利役員」、「応仁以来割拠役員」、「徳川職制」などの記述が存する。大沼宜規編著『小中村清矩日記』汲古書院、二〇一〇年、参照。
- (14) 拙稿「明治期の皇典講究所・國學院における法制史学の変遷」『國學院大學 校史・学術資産研究』二、二〇一〇年、五三頁、参照
- (15) 『國學院大學百年史』上、二七五頁
- (16) 「池辺義象」昭和女子大学近代文学研究室編刊『近代文学研究叢書』二二、一九五八年、参照
- (17) ちなみに、萩野は大八洲学校においても「日本制度」に関する科目を担当していたようである。『國學院雜誌』第四卷第十号（明治三十一年八月）および第九卷第三号（明治三十六年三月）に大八洲学校の「国学専門講義録校外生募集」の

広告の「学科并に講師」の欄に「近世史、日本制度、貞永式目（萩野由之）」と記載されている。

- (18) 『國學院大學百年史』上、二七九～二八〇頁
- (19) 『國學院大學百年史』上、三四八頁、『國學院雜誌』第七卷第二号（明治三十四年二月）の彙報欄「國學院記事」の「國學院の講師委嘱」記事（二一九頁）、『同』第八卷第十号（明治三十五年十月）の彙報欄「國學院記事」の「新講師嘱託及担当の変更」記事（二〇二頁）、『同』第九卷第十号（明治三十六年十月）の彙報欄「國學院記事」の「新学年開始と学科及担当講師」（八二～八三頁）、参照。なお、明治三十四年に新設された別科では、「日本制度通」は丸山正彦が担当し、宮西は「軍記物」を担当している（『同』第七卷第十二号（明治三十四年十二月）の彙報欄「國學院記事」の「國學院別科の授業開始」記事、一一四～一一五頁）。
- (20) 阪本是丸「皇典講究所関係出版物に関する一考察」國學院大學研究開発推進センター編『史料から見た神道——國學院大學の学術資産を中心に——』弘文堂、二〇〇九年、一一〇～一一二頁、参照
- (21) 洋装版については、大正十五年二月に第二版、昭和四年五月に第三版、昭和十年五月に第四版がそれぞれ吉川弘文館から刊行されている。
- (22) 伊藤東涯著・礪波護・森華校訂『制度通』（東洋文庫、平凡社、二〇〇六年）所収の解説において、『日本制度通』について言及されており、「この『日本制度通』が本書『制度通』の後継者であることに、疑問を挟む余地はない。しかし目次からも分かるとおり、巻一が「皇位継承の事」「三種の神器の事」「后妃の事」から始まり、皇室に関する記事を中心に編集されているばかりか、「服忌触穢の事」の項目があり、『制度通』の刊本で刪られた部分が採用されていたことが注目される。」と述べられている（三三三頁）。
- (23) 河野省三『日本人の生活』四八～四九頁
- (24) ちなみに、『日本制度通』には何の特記もされていないが、小中村の日記には、小中村が『日本制度通』の原稿を校閲している記述が存する。『小中村清矩日記』明治二十二年六月十四日条（三三三頁）、同年七月十五日条（三二九頁）、同年十一月二十六日条（三六四頁）参照。
- (25) 『日本制度通』四丁裏（洋装版は五頁）
- (26) 『群書類従』二六 雑部二、続群書類従完成会、一九六〇年、二六九頁

- (27) 『日本制度通』六丁裏(洋装版は七頁)
- (28) 『河野省三記念文庫目録』二七四頁(架号四〇四七)
- (29) 堀江秀雄「宮西惟助君小伝」宮西先生記念会編『宮西惟助先生祝詞集』明治書院、一九四〇年、宮西惟喬編著刊『続星岡諄辞集』(一九八二年)所収の解説篇・略年譜篇、日枝神社御鎮座五百年奉賛会編刊『日枝神社史』一九七九年など参照
- (30) 堀江秀雄「宮西惟助君小伝」九頁
- (31) 『國學院大學百年史』上、一六〇頁
- (32) 田邊勝哉「井上頼圀先生の思ひ出」『國學院雜誌』第四十六卷第十二号(昭和十五年)、五四〜五五頁、同「皇室の御系譜に就いて」『國學院雜誌』第二十四卷第十二号(昭和三年十二月)、阿部恵子編刊『元宮内省図書寮編修官 田邊勝哉関係年譜』二〇〇八年(増補版)、参照。なお、『田邊勝哉関係年譜』によれば、宮西は卒業後も田邊やその他の卒業生とともに井上のもとをししばしば訪れている。
- (33) 『國學院雜誌』第四卷第九号(明治三十一年)、第五卷第九号(明治三十二年)、第七卷第七号(明治三十四年)の彙報欄参照。なお、宮西はその後も、院友第一期生として院友会などの場において活動している。
- (34) 國學院編輯部は『國學院雜誌』の編輯のほかにも書籍も複数刊行している。宮西の名が明記されている刊行物として、後述の『応問録』第一輯(明治二十三年)や『賀茂真淵論集』(明治二十六年〜二十九年、首巻所収の「増補縣居翁年譜」の執筆を担当)などが存する。
- (35) 『國學院雜誌』第五卷第二号(明治三十二年一月)より、編輯部員による新年挨拶に「代表青戸波江 今泉定介・畠山健・木村春太郎・宮西惟助・稲村真里・白井重任・鳥野幸次・植木直市郎」として名前を連ねている。その前年の第四卷第三号(明治三十一年一月)は、大喪欠礼のため編輯部員の名は掲げられていないので、この年の編輯部員の詳細は不明であるが、前掲「宮西惟助君少伝」に「三十一年三月十日には國學院編輯部の主任を囑託し」との記述が見られる(二〇頁)。なお、経緯は不明であるが、三十七年七月に宮西惟助、三矢重松、石川岩吉、鳥野幸次、森下松衛、植木直一郎ら編輯部員一同が退部している(『國學院雜誌』第十卷第七号広告欄、参照)。
- (36) 河野省三『日本人の生活』四六頁

- (37) 星岡の号は、宮西が生まれた永田町星岡(星ヶ岡)の地名にちなんでいると思われる。
- (38) 『國學院雜誌』第七卷第二号(明治三十四年二月)の彙報欄「國學院記事」の「國學院の講師委嘱」記事(一一九頁)、『國學院雜誌』第七卷第十二号(明治三十四年十二月)の彙報欄「國學院記事」の「國學院別科の授業開始」記事(一一四—一五頁)、『國學院雜誌』第八卷第四号(明治三十五年四月)の彙報欄「國學院記事」の「別科第二学期授業」記事(一一六—一一七頁)、参照
- (39) 堀江秀雄「宮西惟助君少伝」一〇頁、『國學院雜誌』第八卷第三号(明治三十五年三月)の彙報欄「國學院記事」にも「院友の動静」として「第一期卒業宮西惟助君は内務省囑託に」との紹介がなされている(一四〇頁)。
- (40) 『國學院雜誌』第八卷第十号(明治三十五年十月)の彙報欄「國學院記事」中の「新講師囑託及担当の変更」記事(二〇二頁)、参照
- (41) 『國學院雜誌』第一卷第一号(明治二十七年十一月)の「発刊の趣旨」において「此の欄にハ国史国文の教育もしくは研究に従事する人の質疑の答弁を掲ぐ。但し文の上のみにて解し難きものは図をも挿むべし。」と応問欄の趣旨について説明されている。
- (42) 「みこ生」とは、「みやにしこれすけ」の略であると推測される。なお、第一回の冒頭の、  
 近来軍記物語の中なる武器につきて、解答を求めらるゝこと頗るしげく、応問子の机上堆をなせども誌面の限あると、応問子の多忙なるとより、殆統一なき、個々別々の質疑に対して悉く満足を与ふること能はざるものありと聞く。予短才自ら、はからざるに似たれども、疑義を解かんとするに急にして、識者の笑を憚かるに遑あらず。こゝに平家物語、保元物語、平治物語、源平盛衰記、太平記、其の他の軍器物語所載の武器につきて、諸先輩の諸説を参照して解説する所あらんとす。これ素より一家の見、魚魯誤を伝ふるか如きことあらば、其は寡聞淺識のいたす所、識者の示教を得ば幸なり。
- との断り書きを参照するならば、宮西が応問の執筆担当に加わったのはこの頃からと見ることができようか。
- (43) 明治三十六年二月に、國學院編輯部は事業を拡張することを決め、國學院事務から分離して独立採算となっており、これにともなうて編輯の方針が改められたものと思われる。編輯部の事業拡張については、『國學院雜誌』第九卷第二号(明治三十六年二月)の彙報欄の「國學院記事」中に「國學院編輯部の拡張」の記事があり、「本部は國學院雜誌編輯の

外、図書編纂并出版事業着手の目的を以て、今回規模を拡張し、会計其他一切を本院事務より分離したり。其の編纂図書等に関しては追て記す所あらん。」と記載されている(八二頁)。

(44) 『応問録』第一輯の序文には、國學院編輯部として宮西惟助と鳥野幸次の名前が明記されている。

(45) 「〔七〕武器」の「(7)小桜を黄に返したる鎧」、「(8)黒皮緘の鎧」(二〇一頁)、「(12)ふしなはめの鎧」から「(36)鎧の太刀懸」まで(二〇二〜二八頁)、「(48)八龍の鎧」(二二〇頁)の項であり、一部加筆修正されているものもあるが、ほぼ『國學院雑誌』掲載時の文章のまま再録されている。

(46) 植木直一郎「槐樹の門に寄する」において、次のように説明されている(『会報』二八頁)。

当時はまだ国史学科・国文学科などといふ区別が無かつたのであるから、私共本科生は(選科生も)道義・国史・国文其の他の諸課目を均しく学習して、三箇年のうちに自己の専門とする学科を次第に考へ定め、かくて卒業の際には、各自の志す所に従つて、国史なり国文なり道義なりに関する卒業論文を作成したものであつた。

(47) 『國學院大學百年史』上、五一五〜五一六頁

(48) 『國學院大學百年史』上、五二二頁

(49) 『会報』一五四頁

(50) 同じく拡張計画委員会の委員であつた桑原芳樹は、国法科設置を説いた中心人物であり、その主張は戦後の國學院大學における法学部設置にも影響を与えた。桑原と宮西とは親交が深く、宮西の国法科設置の主張も桑原のそれと軌を一にしていたものと思われる。なお宮西は、昭和十五年に催された桑原の喜寿祝賀会の実行委員長をつとめており、この祝賀会において、来賓として招かれていた清水澄の祝辞や主賓の桑原の挨拶において、国法科設置案について言及されている。学校法人國學院大學内「桑原芳樹翁伝」刊行会編刊『桑原芳樹翁伝』一九七六年、一八五〜二〇〇頁、松尾三郎「國學院と法学」法学部の歩み編纂委員会編『法学部の歩み』國學院大學法学部、一九八一年、参照